

小美玉市公告式条例による掲示場の掲示期間に関する規程(令和4年小美玉市訓令第19号)第2条(掲示期間)より

区 分	掲 示 期 間
(1) 法令又は条例等に公布又は告示の期間の定めのあるもの	所定の期間
(2) 条例、規則及び規程	
ア 公布又は公表の日から施行するもの	公布又は公表の日から起算して20日目まで
イ 施行期日が公布又は公表の日の翌日以後であるもの	施行期日まで(ただし、その期間がアの期間以内となるときは、アの期間とする。)
(3) 告示等に実施期日の定められているもの	実施期日まで
(4) (1)から(3)に掲げるもの以外のもの	公表日から起算して10日目まで